

6土第486号  
令和7年2月4日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について（通知）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、令和7年2月1日付けで一部施行された特定建設業許可の下限額等を見直す改正建設業法施行令を踏まえ、標記ガイドラインの改正を行った旨の通知がありましたので、お知らせします。

また、本県における「建設業許可申請の手引き」においても、別添のとおり改正いたしましたので、あわせてお知らせします。

つきましては、当該通知についてその趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

1. 改正の趣旨

令和7年2月1日付けで一部施行された改正建設業法施行令により、特定建設業許可の下限額が4,500万円から5,000万円（建築工事業にあつては7,000万円から8,000万円）に見直されたことから、標記ガイドラインにおいても所要の改正が行われた。

2. 改正内容

- ・建設業法施行令第2条の「下請け代金の額」の見直し

愛媛県土木部管理局土木管理課  
契約・建設業グループ  
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
電話:089-912-2643（係直通）  
e-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp